

中小企業倒産防止共済制度の改正について

～平成23年10月からの主な改正内容～

- ① 共済金の貸付限度額が 8,000 万円に引き上げられました。
(従前は 3,200 万円)
- ② 掛金の積立限度額が 800 万円に引き上げられました。
(従前は 320 万円)
- ③ 掛金月額の上限額が 20 万円に引き上げられました。
(従前は 8 万円)

これにより、掛金月額は、5,000 円から 20 万円までの範囲 (5,000 円単位) で選択できることになりました。

納付した金額は、引き続き、全額損金経理が可能です。

又、解約については、掛金納付月数が 40 ヶ月以上であれば 100% 返戻されます! (全額利益となります。)

掛金の増額を希望する方、掛金が上限額に達し積み立てを停止されている方で再開を希望される方… などの変更手続きは、9/5 から受付が始まっています。

また、新たに加入を検討される方がおられましたら、当社までご連絡下さい。

★おしらせ★

9月分(10月納付)から 厚生年金保険の保険料率が 改定されます。

(現行) 16.058% → (改定後) 16.412%

変更忘れのないようご注意ください。